

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：林業振興費

事業名 清流の国ぎふ森林・環境税推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 恵みの森づくり推進課

恵みの森づくり係

電話番号：058-272-1111 (内 3012)

E-mail：c11513@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,600 千円 (前年度予算額：6,000 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県債	一般 財源
前年度	6,000	0	0	0	0	0	6,000	0	0
要求額	6,600	0	0	0	0	0	6,600	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・平成 24 年度から、従来の林業では採算が合わないため放置されてきた奥山の水源林や里山林などの整備・活用や水源林を保全する目的で、5 年間の期限を設け清流の国ぎふ森林・環境税を導入。
- ・平成 28 年度に期限を迎えたことから、第 2 期の森林・環境税を 5 年間の期限を設けて更新し、税を活用した事業についても見直しをした。
- ・これまでの成果や新たな取組などを県民に周知・広報するとともに、森林・環境の素晴らしさや森・川・海のつながり等について啓発を行う。
- ・また、県民意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表者等を構成員とする第三者機関を設置し、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価を行う。

(2) 事業内容

○清流の国ぎふ森林環境税事業の広報 P R 等

- ・森林・環境税への理解促進のための事業概要パンフレット及び成果報告冊子、事業 P R 用のぼり等の作成
- ・これまでの成果を周知する県民フォーラムの開催や、清流の国ぎふの豊かな森林、清らかな川などの素晴らしさを啓発する行事の開催 等

○清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会 (第三者機関) の開催

(3) 県負担・補助率の考え方

清流の国ぎふ森林・環境基金対象事業

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	315	審議会委員報酬
報償費	252	フォーラム講師、事例発表者、啓発行事出席者等謝金
旅費	446	審議会委員、講師、発表者等費用弁償、連絡調整業務旅費
消耗品費	530	PR用品及び事務用品の購入
会議費	4	審議会開催経費
印刷製本費	1,829	成果報告書、環境税PRパンフレット等の印刷
役務費	397	通信運搬費、保険料
委託料	2,500	環境税PR広告掲載委託、啓発行事設営委託等
使用料	327	フォーラム会場借上げ、審議会会場借上げ等
合計	6,600	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略

Ⅱ-3 地域にあふれる魅力と活力づくり

- (1) 地域の魅力の創造・伝承・発信 - ②美しく豊かな環境の保全・継承
- (3) 農林畜水産業の活性化 - ③「100年先の森林づくり」の推進

- ・第3期岐阜県森林づくり基本計画

第7章 1 健全で豊かな森林づくりの推進

- (1) 災害に強い森林づくりの推進（「環境保全林」対策の推進）
 - (3) 森林空間の利用の促進（里山林の保全・利用の促進）
- #### 3 人づくり・仕組みづくりの推進

(2) 国・他県の状況

- ・平成15年度に高知県で導入されて以来、現在37府県で導入している。
- ・令和元年度より、国の森林環境譲与税が導入された。

(3) 後年度の財政負担

課税期間である令和3年度まで税収に応じ事業を実施。

(4) 事業主体及びその妥当性

清流の国ぎふ森林・環境税事業推進のための事業であることから、県が事業主体で行う。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 - ・清流の国ぎふ森林・環境税の課税期間の5年間（平成29年度～令和3年度）において、税の必要性、使途の内容、事業の実施状況等を、県民に対し説明する。
 - ・事業実施後は、外部有識者や県民の代表等からなる清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会（第三者機関）で評価を行い、適正な事業執行に努める。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
事業評価審議会の開催回数	21回 (H30末)		24回 (R1末)	30回 (R3末)	80%

○指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - ・事業評価審議会の開催及び審議事項
 - 第1回 7月 5日 平成30年度事業の評価
 - 第2回 11月 25日 令和2年度事業計画案 等
 - 第3回 3月 3日 提案事業の採択事業案に対する意見照会 等
 - ・森林・環境税の広報・PRの実施
 - イベント等における事業PR用のぼり等の掲出
 - 緑豊かな清流の国ぎふづくり県民フォーラムの開催（8月9日）

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 - ・森林・環境税活用事業の実施状況等について、フォーラムの開催を通じ、県民にPRすることができた。
 - ・事業評価審議会において平成30年度事業の評価をいただき、その結果については、令和元年度以降の計画策定に反映していくことができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	県民に対し、森林・環境税の用途を明確にし、事業実施にあたり透明性を確保するためには、本事業は必要不可欠。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	森林・環境税の必要性や用途などについて、県民の間に徐々に浸透してきている。また、事業の実施にあたっては、事業評価審議会の意見を踏まえ、効果的に実施している。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	森林・環境税を活用した各事業の計画策定、実施にあたっては、事業評価審議会の意見（評価含む）を踏まえ、効果的、効率的な事業の遂行に努めている。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項	
・ 国版森林環境譲与税の導入に伴い、今後より一層、県森林・環境税の必要性、用途、効果等について、県民への理解浸透を図るため、引き続き、広報PRを実施していく必要がある。	
・ 各種事業の取組状況や評価結果は、県民に分かりやすく説明していく必要がある。	

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか	
・ 森林・環境税の県民への理解浸透や、事業実施に伴う透明性を確保するためには、本事業を引き続き実施することが必要である。	